

## 平成28年度介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修における質問と回答

青森県健康福祉部高齢福祉保険課  
社会福祉法人青森県社会福祉協議会

問1 実習の指導に当たった主任介護支援専門員については、主任介護支援専門員更新研修受講要件（講師やファシリテーターの経験）を満たすことになるのか。

答1 実習指導者としての実績がある場合は主任介護支援専門員更新研修受講要件を満たすことになります。（平成28年度主任介護支援専門員更新研修受講案内の別紙2受講要件の要件(1)に該当）

### 【参考】～実習指導者について～

1人の実習指導者が複数の受講者を担当することは可能ですが、1人の受講者に対し、複数の主任介護支援専門員を実習指導者として配置することは想定していません。

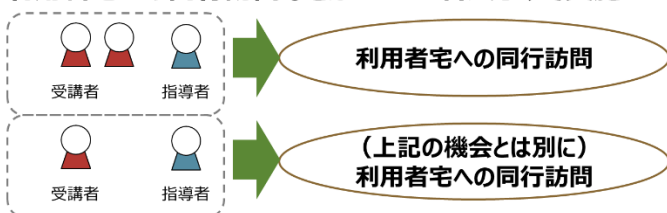
実習指導者となった主任介護支援専門員1人で実習の全てを行うということは負担も大きく、実際には複数の方が指導に関わるとは思いますが、実習の一部に関わっただけでは、実習の全体像を踏まえた指導かどうかという問題も発生します。このため、指導に関わった方全てが実習指導者であるとの取扱いはしないものです。

1人の受講者を複数で指導する場合は、統括する主任介護支援専門員が実習指導者となります。実習指導者としての実績を確認できた方に対し、青森県社会福祉協議会から実習受入証明書が発行されます。

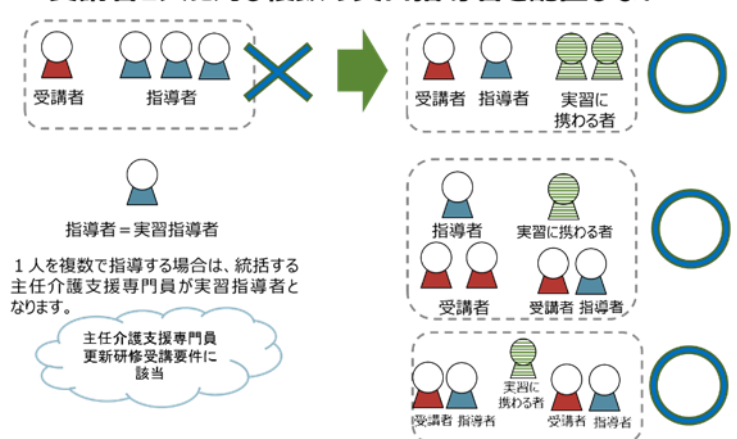
#### ・ 複数名でも参加できる場にはまとめて実施



#### ・ 利用者宅への同行訪問などは1～2名に分けて実施



#### 受講者1人に対し複数の実習指導者を配置しない



問2 いったん決めた実習期間を後日変更した場合、その都度変更の連絡が必要か。

答2 実際に行われた実習日については、実習終了後に事業所から提出していただく「実習報告書」と受講者の「実習ノート」により最終確認をいたしますので、変更の都度の連絡は不要です。

ただし、何らかの理由で実習中止となった場合は、速やかに青森県社会福祉協議会福祉人材課に連絡してください。（電話：017-732-4335）

問3 ①受講者が実習事業所への交通手段として自家用車を使用することとしたが、実習事業所に駐車スペースがなく有料駐車場を利用した場合、駐車料金は受講者が支払うことでよいか。

②「実習受入について」の14ページの3実習費に記載している「実習受入に係る経費」とはどのようなものか。

答3 ①については、貴見のとおりです。

②については、

- ・実習協力者や関係機関との連絡調整に係る通信運搬費、ガソリン代
- ・実習指導者養成研修受講のための交通費
- ・青森社会福祉協議会へ提出する書類に係る通信運搬費 などを想定しています。

## 参考

### ～これまで県に寄せられた実習受入協力事業所登録等に関する質問と回答～

**問1 特定事業所加算の要件を満たさなくなったため実習受入ができないので、登録辞退の手続きを教えてください。**

答1 実習受入協力事業所の要件は、①特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所、②特定事業所加算の取得を予定している居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員が配置されている居宅介護支援事業所のいずれかに該当するものです。

何らかの理由で特定事業所加算を算定できなくなった場合でも、主任介護支援専門員が配置されており、事業所として実習受入が可能な場合は引き続き登録いただくことは可能です。

なお、主任介護支援専門員が配置されていないなど、実習受入協力事業所の要件を満たさなくなった場合は、青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱第7条に規定する登録辞退届出書（様式第4号）を県へ提出してください。

**問2 実習指導者養成研修に出席しなかった主任介護支援専門員が実習指導者として指導に当たってもよいか。**

答2 県は、本研修出席者が研修内容をしっかりと事業所職員に伝達していただくことを想定しています。実習指導者は、実習指導者養成研修に出席した主任介護支援専門員でなくても構いません。

**問3 実習受入協力事業所として登録していたが、マッチングの結果、実習受入がなかった場合は、特定事業所加算を算定できないのか。**

答3 実習協力事業所として登録されていることで特定事業所加算の要件を満たすこととなりますので、マッチングの結果として実際に受入がない場合でも加算は算定できます。

ただし、受入依頼があったにもかかわらず、受入を拒んだ場合は加算の要件を満たさないこととなります。